

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和7年2月現在の人口は7,802人、うち65歳以上の人口割合は41.09%で高齢化が著しく進行している。

令和2年国勢調査による生産年齢人口は3,916人と10年前の平成22年国勢調査4,974人と比較すると約21%減少しており、今後さらに減少が進むと考えられる。

産業構造としては、令和2年国勢調査による産業別就業人口から見ると第1次産業905人(22.4%)、第2次産業561人(13.9%)、第3次産業2,554人(63.3%)となっており、平成22年度国勢調査と比較すると基盤産業であった第1次産業及びこれらに関連した食料品等の加工製造を含む第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加している状況となっている。

現在、域内の中小企業は、人手不足、後継者不足に加え、域内の消費者の減少等の多様な課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、創業支援の取組を継続しつつ、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、事業者の人手不足への対応や生産効率の底上げ、ひいては地域経済の更なる発展を目指す。

このために、導入促進基本計画の計画期間内での先端設備等導入計画の認定目標を3件程度とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

御浜町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が御浜町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する

観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

御浜町の産業は、市街地、海岸部、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

御浜町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が御浜町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。ただし、本計画では地域経済の発展や雇用の創出を図る事を目的としているため、町内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所で導入する先端設備等が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業に限る。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

本計画においては、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。